

秘
無 期 限

男

文書課長

高 裁 案

(分類)

大臣 政務次官 事務次官 外務審議官 官房長	主 管 アジア局長 前田参事官 仲江参事官	起案 昭和46年11月13日 決裁 昭和46年11月16日
	主 任 北東アジア課長 主席事務官	起案者 〆〆内 電話番号 242/
事務総務参事官 官房書記官	地域政策課長 会計課長 藤田調査官	

總務室分室
檢 査
主 計

下記の件に関し高裁を仰ぎます

件 名 在日韓国人遺骨引渡シに要する
諸経費の支払について (報償費)

1. 支出目的

現在厚生省が右天幕に保管している

在日韓国人軍人軍属の遺骨246柱を

釜山に納め

2. 支出金額

[Redacted]

3. 支出科目

[Redacted]

4. 受取人

アジア局長 領事部 三

5. 支出の説明

厚生省から、同省保箭の旧軍人兼韓国

人遺骨の遺族に被故者306名から

遺骨の引渡の申請に基き、申請書類

を審査した結果 246柱に引渡

引渡が可能と確認した趣に、同遺

骨の遺族の引渡の方を当事者に依

頼越した。

よつて、わが方は、同遺骨を引渡しの
 日附、現行の案に對し、韓国側と協
 議したところ、わが方の手にはり、
 釜山まで輸送し、同地に於て、遺族
 代表（外務部及び社会保健部代表立会
 の下に）に引渡すことになった。

ついでに、同遺骨を、日本人として日本のために
 戦没した軍人軍属等の遺骨でおおむね
 はんがわ。

[Redacted]

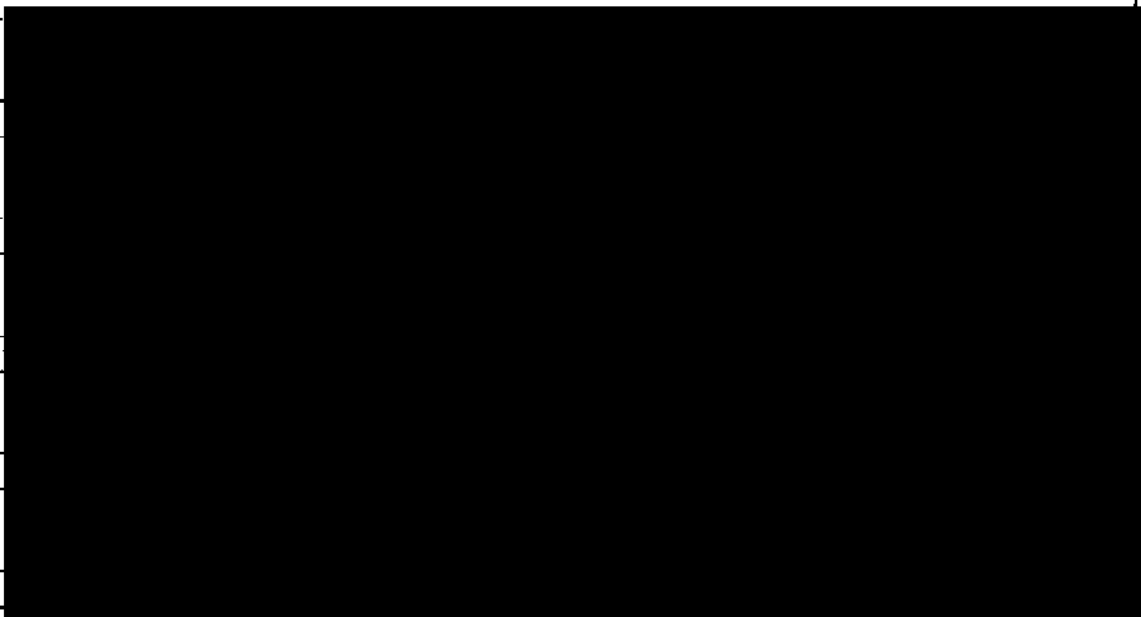
(詳細下記のとおり)を

支出すべきにいたした。

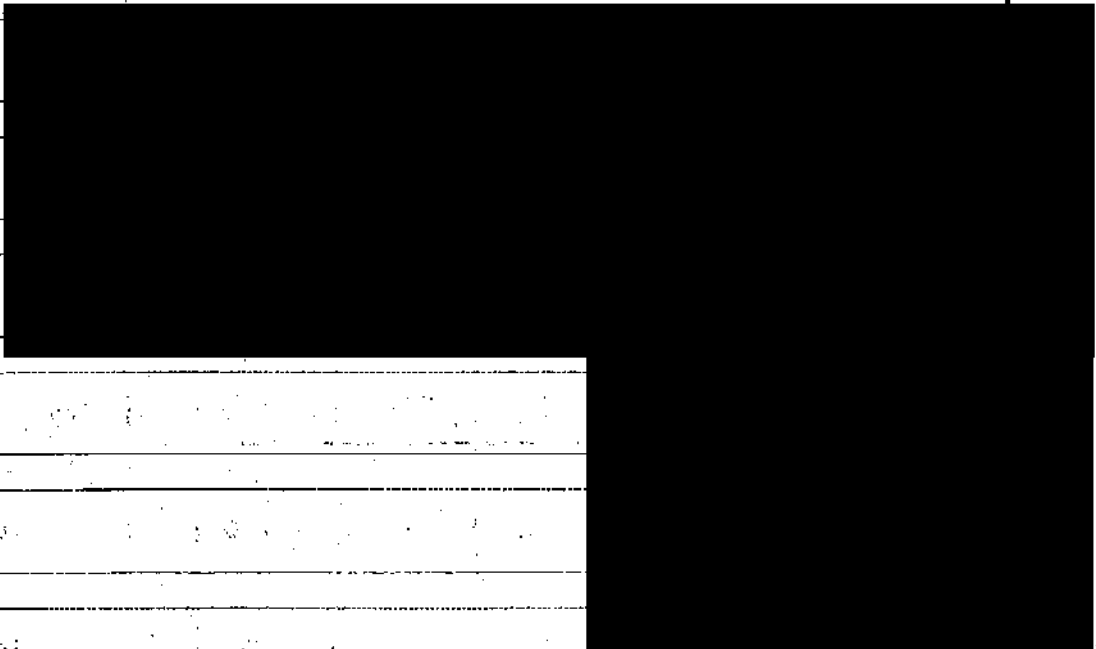
なお、

[Redacted]

4



2/10



2/



前記の通り、本件は、上記の通りにて

処理が完了しております。